



水土里ネット めいわ



写真：第14回通常総代会
(多気郡農業協同組合本店)



食と環境を守る 水土里ネット・めいわ

理事長あいさつ	2	令和元年度賦課金	3
第14回通常総代会	2	こんな時は必ず届出を	4
令和元年度一般会計予算	3	明和土地改良区事務局の体制	4

明和土地改良区

〒515-0302 三重県多気郡明和町大字大淀595番地
 TEL 0596-55-8001 FAX 0596-55-8007
 メールアドレス md-meewa@ma.mctv.ne.jp
 ホームページ <http://www.ma.mctv.ne.jp/~md-meewa/index.htm>

理事長あいさつ

理事長 南 野 光 輝

平素は、明和土地改良区の運営を始め、各般に渡り格別のご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。心からお礼を申し上げます。

さて、農業は国民の生活に欠かすことができない安全で安心の出来る食糧を供給し、豊かな自然環境の保全と形成をおこなっています。また、農村は伝統文化の継承など、多面的な機能の発揮を通して生活に潤いと安らぎを醸し出しております。

しかし、現状は農業者の高齢化、後継者不足、担い手不足。また、耕作放棄地などによる生産構造の弱体化に加えて施設の老朽化が進みつつあります。

次世代に継承していくために、各施策を活用し優良な農地の確保と有効利用を図る生産基盤の整備が進められているところです。

これからの農業を考えると、持続可能な力強い魅力ある農業を実現していく為、農地の整備は必要不可欠であります。

当改良区はこれらの施設をいかに良好な状態で維持していくのか、それぞれの農業者が一体となって共同の精神を発揮することが、これからの農業の支えとなるものと考えます。

農業を取り巻く環境は大変厳しい情勢が続いておりますが、これからの農業情勢を十分把握、検討する中で、各事業に取り組んでいきたいと思っておりますので、皆様方の限りないお力添えを宜しくお願い致します。

第14回 通常総代会

平成31年3月24日、多気郡農業協同組合本店において第14回通常総代会を開催しました。

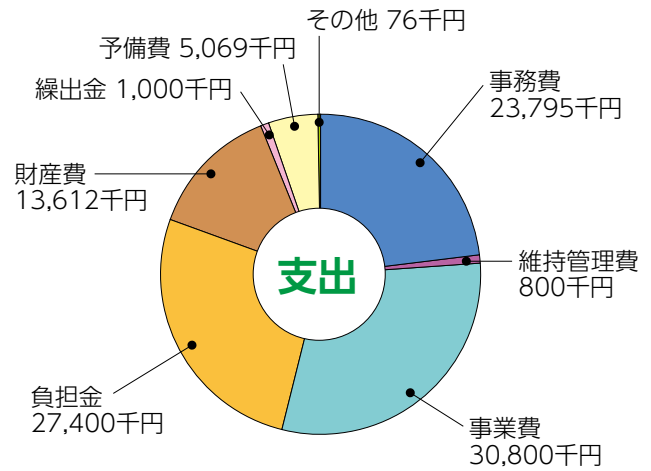
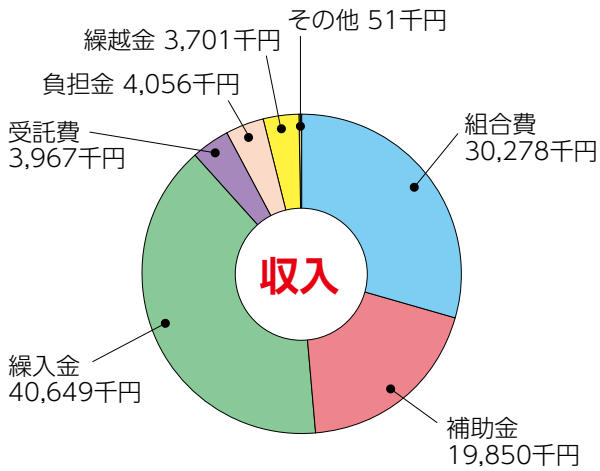
総代総数42名中37名の出席により総代会が成立し、議長に高山保文総代（大淀）、議事録署名人に山口昌夫総代（大淀）、潮田敬郎総代（上御糸）を選任後、議事に入り提出議案について慎重に審議され全議案原案通り可決されました。

◆総代会 議事

- 第1号議案 平成29年度事業報告の承認について
- 第2号議案 平成29年度収支決算の承認について
- 第3号議案 平成29年度財産目録の承認について
- 第4号議案 平成30年度収支補正予算の議決について
- 第5号議案 平成31年度事業計画の議決について
- 第6号議案 平成31年度収支予算の議決について
- 第7号議案 平成31年度賦課金及び徴収方法とその時期の議決について
- 第8号議案 平成31年度一時借入金の最高限度額及びその方法の議決について
- 第9号議案 平成31年度金銭預入先金融機関の議決について
- 第10号議案 平成31年度農地転用に伴う決済金の額の議決について
- 第11号議案 平成31年度加入金の額の議決について
- 第12号議案 平成31年度役員報酬、費用弁償及び総代費用弁償の議決について

令和元年度 一般会計予算

◆一般会計収支予算額……102,552千円



令和元年度 賦課金

令和元年度の賦課金は、第14回通常総代会において決定されました。

経常賦課金 田 1,500円/10a 畑 600円/10a 〈一般地区〉

- 特別賦課金**
1. 水利費 田 2,000円/10a 〈北藤原地区〉
 2. 事業賦課金 田 12,200円/10a 齋宮地区パイプライン事業 〈上野地区、平尾地区〉
 3. 事業賦課金 田 940円/10a スtockマネジメント事業 〈下御糸地区全体〉
 4. 事業賦課金 田 400円/10a スtockマネジメント事業 〈下御糸地区内浜田追加分〉

■徴収時期 前期/令和元年6月25日納期 後期/令和元年12月25日納期
(ただし、年額が10,000円以下の場合は前期で徴収いたします。)

■取扱金融機関 多気郡農業協同組合・百五銀行・第三銀行・桑名三重信用金庫・ゆうちょ銀行
◇多気郡農業協同組合以外より振り込んでいただく場合、手数料が必要となりますが、手数料は各自でご負担ください。
◇振替依頼の手続きをしていただいた組合員の方は納期日に指定の口座より引き落としさせていただきます。

■賦課基準 当改良区の土地原簿に平成31年4月1日記載されている農地

こんな時は必ず届出を

農地の転用・移動は、土地改良区へ通知し手続きをして下さい。この手続きをされないと、従前の組合員の方へ賦課金がかかりますのでご注意下さい。

●農地を転用する場合

農地を宅地へ転用、または公共事業により公共用地（道路・河川・公園・建物等）へ転用する場合は提出書類と転用決済金及び手数料が必要です。

転用決済金 90円/m²

●組合員の資格等に変更があった場合

農地を売買、相続、経営移譲、住所変更があった場合「農地得喪通知書」による書類提出の手続きが必要です。

明和土地改良区事務局の体制

■明和土地改良区事務局

事務局長 内山 理
会計主任 荻田 雪恵
総 務 奥野みえ子

むらおこし担当 長岡 千浩
西山 仁美

お問い合わせは 明和土地改良区事務局 TEL 0596-55-8001 へ